

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	宮内地区 (広瀬、谷内、本坂谷、堂ノ原、西原、小鹿、井戸江、安平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日、令和6年10月20日(西原) (第1~2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・宮内地区は山間地に集落が点在しており、水田地帯については棚田であることから耕作単位の狭いほ場ではあるが、工夫をしながら、約3.5haの水稲栽培に取り組み、畑地帯については粟などの作付けが行われている。  
・近年、宮内地区山椒生産組合を中心に町全体で山椒などの生葉生産事業が推進され、労働負荷が小さく、鳥獣被害に強いことで期待が大きい。  
・遊休農地(荒廃農地)については令和5年度時点で約12.2haあり、山林・原野化している農地については農業上の利用が難しくなっているため、非農地化の判断も必要であると考えます。

#### 【坂谷(広瀬、谷内、本坂谷)】

・坂谷の地域計画エリアは約9.9ha、うち約3.6haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約1.4haが70歳以上の耕作者で、そのうちの0.2haが後継者がいる農地。  
・令和6年度までは谷内地区は中山間地域等直接支払事業で地域で草刈りなどを実施し、農地の保全・維持管理を行ってきたが、高齢化や労働者不足などから事業に取り組みなくなり、今後地域の農地をどのように守っていくかが課題となっている。

#### 【西原】

・西原の地域計画エリアは約9.9ha、うち約6.5haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約4.1haが70歳以上の耕作者で、後継者がいない。ため池整備などを中山間地域総合整備事業により採択はされているが、実施に至っておらず、整備がされない今後の農地利用が難しい状況にある。  
・高齢化や後継者不足もあり、農地整備が整わないと条件の悪いほ場については他集落からの農業者も入りづらい状況にある。

#### 【小鹿】

・小鹿の地域計画エリアは約17.3ha、うち約9.7haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約3.5haが70歳以上の耕作者で、後継者がいない。  
・小鹿地区では中山間地域等直接支払事業で農地の保全・維持管理に取り組んでいる。  
・入り作の新規就農者である法人1戸により農地集積が行われており、地域農業者と協力しながら、農地の受け皿となってもらえるように期待している。

#### 【安平地区】

・安平の地域計画エリアは約11.8ha、うち約4.5haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約3.4haが70歳以上の耕作者で、後継者がいる農地については、入り作の認定農業者1戸のみで約0.1ha。  
・米、粟、花木等の栽培が行われているが、耕作放棄地が増加している中、山間地域でも栽培しやすい作物の検討が必要。  
・最近、山椒の作付けの様子を見ながら行っており、現在は約0.4ha栽培している。  
・イノシシなどの鳥獣被害対策については、えづけストップ対策に地域全体で取り組む必要がある。

#### 【井戸江】

・井戸江の地域計画エリアは約10.5ha、うち約1.8haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約5.1haが70歳以上の耕作者で、後継者がいる農地については、入り作の認定農業者1戸のみで約1.7ha。  
・集落内の担い手が3人しかいないので、農地の維持管理が難しくなっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農道の整備、水路の確保(整備)により耕作農地の環境を整えることが重要。耕作農地の確保・維持を目指し、米以外の収益作物、産地作物となるような新たな作物の生産に取り組みたい。(山椒以外についても紹介してもらえるなら試験栽培も行いたい。)農地環境が整えば、借りやすくなり農地集積が進みやすくなる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</li> <li>・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。</li> </ul>
---

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>後継者不足が問題である。地域の農業者だけでなく、入り作の認定農業者、認定新規就農者への農地の集積・集団化に取り組む。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集積・集約化に取り組み、後継者がいない農地についても、機構を活用しながら、新規就農者や認定農業者、入作農業者への受け入れを促進する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>西原・・・中山間地域総合整備事業により、ため池整備の採択あり</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>今後は、米作だけではなく、宮内地区山椒生産組合を中心とした山椒やミシマサイコへの取り組みを進める。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

#### ①R3～R5年度

国:鳥獣被害防止総合対策事業・・・電気柵 2,245m、(5箇所)、ワイヤーメッシュ柵 2,621m(3箇所)実施済。

町:有害鳥獣防止対策事業・・・電気柵 800m実施済。(2箇所)

・特に安平地区ではえづけストップ対策事業等にも取り組み、勉強会など積極的な実施があつている。

#### ②有機農業への取り組み

・入り作の新規就農者による無農薬などの環境保全型農業の取り組みが実施されている。

⑦中山間地域等直接支払事業(小鹿・安平)で今後も農地の維持管理に努める。